

環境農林常任委員会

平成15年10月16日 午後二時四十七分再開

○委員長（関守君） 休憩前に引き続き質疑質問を続行いたします。

通告により西村晴天君を指名いたします。西村委員。

◆（西村晴天君） 公明党の西村でございます。質問の機会をいただきましたので、私は三点にわたって御質問させていただきたいと思っております。

まず、**ヒートアイランド対策について**お伺いをさせていただきたいと思っております。

私ども、ヒートアイランド対策につきましては、かねてから全庁的な組織体制を構築をして総合的な対策を具体化していくように求めてまいったところでございます。大阪府では、昨年十二月にヒートアイランド対策推進会議が設置をされました。全庁的な対策の検討が始められたわけでございますが、さらに本年の六月には、学識経験者から成りますヒートアイランド対策検討委員会が設置をされまして、来年の夏に向けてヒートアイランド対策推進計画を策定するということが検討が進められていると聞いております。後ほど申し上げますが、私の感想としては、非常に時間がかかり過ぎるということを一貫して申し上げております。

ヒートアイランド対策の推進をするためには、まず人工排熱の低減あるいは緑化の推進、舗装面、建築物の改善、それから土地利用形態の改善等、非常に多方面にわたる対策を講じていかなければなりません。したがって、これらの対策を検討する場合には、それぞれの対策を講じることによってどれだけの効果があるのか、気温の低減にどれくらいの効果があるのかということをしっかり検証把握しておかなければならないと思っております。

そこで、対策の効果を検証するためにどのような検討をされているのか、まず最初にお伺いしたいと思います。

◎循環型社会推進室環境管理課長（内藤昇君） ヒートアイランド対策は、大阪を住みよいまちとしていくための重要な課題と認識しております。このため、現在庁内関係部局と全庁的な連携のもと、学識経験者の意見を聞きながら、ヒートアイランド対策を総合的、計画的に進めるための計画づくりに取り組んでいるところでございます。

ヒートアイランド対策としましては、省エネルギーなどによる人工排熱量の低減、都市緑化を初めとした蓄熱、輻射熱の低減、風の道、水の道などの冷却作用の利活用などに係るいろいろな対策が考えられますが、まずこれらの対策を実施した場合の気温低減効果を定量的に把握する必要がございます。

このため、この八月に堺市内において、グラウンドを芝生化した場合の効果を把握することを目的として、気温や熱放射量などの調査を行いました。また、道路の透水性舗装、屋上緑化や駐車場の緑化による効果につきましても、調査を行っているところでございます。その他の対策につきましては、文献等の収集を行い、可能な限り定量的データの把握に努めているところでございます。また、住民に省エネ生活を実践してもらった場合、ど

の程度の効果が期待できるかにつきましても、現在約千四百世帯の協力を得て調査を行っているところでございます。

次に、これらのデータを用いまして各種対策を実施した場合の気温低減効果を予測するために、土地利用形態が異なる代表的な五つの地域を選定しまして、コンピューターを用いてシミュレーションを行います。これによって、それぞれの地域でどのような対策を講じれば最も効果的かを検証してまいりたいと存じます。

◆（西村晴天君） 昨年度に実施をされた調査によりますと、大阪府域のかなり広い地域にヒートアイランド化が進んでいるという結果が出ているわけでございます。したがって、この広い地域に対して各種の対策を一気に講じるということは、とてもできるものではございませんので、ヒートアイランド現象を緩和するためには、効果的に対策を講じて非常に大きな効果が出る、その対策から優先をして講じるといいますか、そういった効果的に対策を講じるということが必要でございます。

そのために、いかに適切に目標を設定するのか、そしてその目標に向かってどのように対策を推進していくのかということが重要と考えますけれども、この目標の設定あるいはその達成方法、方策についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

◎循環型社会推進室環境管理課長（内藤昇君） 目標の設定につきましては、夏の熱帯夜の緩和に主眼を置くのか、昼間の最高気温の緩和なのか、また住宅地と商業地で変えるのかなどについて検討を行い、住民の体感をうまく反映できるようにしていきたいと考えております。

この目標の達成方策としましては、実行可能性も十分念頭に入れてどのような対策に重点を置くべきか、また何から順にやっていくべきかなどについて検討を行っていかねばならないと考えております。さらに、府有施設や府が管理する道路などに対しては、どのように計画的に対策を講じていくか、民間の事業所や一般家庭に対策の協力を得ていくためにはどのような制度を設けるべきかなどについてもあわせて検討してまいります。このような検討を経て、来年の夏までにヒートアイランド対策推進計画を作成したいと考えております。

◆（西村晴天君） ヒートアイランド現象の原因の一つに緑の減少ということがありますが、緑の少ない大阪にとりましては、都市緑化の推進を図ることが大変重要でございます。しかし、大阪のように非常に高度に都市化が進んだ市街地においては、新たにまとまった緑化スペースを確保するということが大変難しいわけでございます。

そこで、工夫を凝らして緑化を進めるという観点からいきますと、ヒートアイランド対策に資する対策の一つとして、**屋上緑化を普及する**ということが考えられるわけですが、私も平成十三年の二月定例会におきまして、我が党の代表質問の中で、この屋上緑化の推進について御質問をさせていただきました。そして、知事の方からも、さまざまなモデル事業と同時に、支援策として屋上緑化を行う事業者には容積率の割り増しを認めると、これは建築の方でもう実施をしていただいで実現をいたしておりますし、あるいは民

間施設の屋上緑化の助成に当たりまして、事業の要領を見直すというふうな、また平成十三年度から、樹木に加え新たに草花や防水シートもこの屋上緑化の助成対象に含めるといふふうなことの御答弁をいただいております。

そこで、この屋上緑化の普及策につきまして、環境農林水産部緑整備室、ここが御担当でございますが、これまでの屋上緑化の取り組み状況と成果についてちょっと御説明をお願いしたいと思います。

◎緑整備室緑推進課長（河野陽一君） 緑は、都市に潤いを与えまして、その景観を向上させるなど多様な機能を持っております。これまで庁内各部局や関係機関と連携いたしまして、都市緑化の推進に努めてまいったところでございますが、現下におけるヒートアイランド対策上、緑の持つ温度低減効果などが改めて重要な役割を持つものと認識いたしております。

府におきましては、高度に都市化の進んだ市街地では新たにまとまった緑化スペースを確保することが困難なことから、平成六年度から屋上に着目をいたしまして、屋上緑化の推進に努めておるところでございます。大阪府みどり基金の活用をいたしまして、これまで民間施設においてモデルとなります屋上緑化の整備に対しまして、昨年度までに二十一施設に助成を行ってまいったところでございます。また、昨年四月には、この府庁本館の屋上におきまして、屋上緑化モデル展示園を開設いたしまして普及を図ってございまして、現在までに三千人を超える方々に御来庁をいただいております。

さらに、屋上緑化の促進を図るため、昨年八月には、有識者、専門家、経済団体等の参画をいただきまして屋上緑化促進モデル検討会を発足させ、屋上緑化の普及方法や課題の検討協議を行っているところでございます。また、公募によりまして、タイプの異なる五つの民間のビルに屋上緑化の整備費を助成いたしまして、現在一般公開するとともに、技術的な検証等を進めておるところでございます。

◆（西村晴天君） 先ほども我が党の谷川委員からもお話がございましたが、今月の七日に大阪球場の跡地にオープンいたしましたなんばパークスにおきましては、商業施設の屋上に約一万平方メートルもの屋上公園ができたわけでございます。これは、都市部においてまとまった緑地の確保が困難な状況の中、民間において集客効果のある屋上緑化を実施した顕著なモデル事例でございます。

そこで、私も一つのアイディアを提案をしたいと思うんですが、例えば御堂筋には梅田から難波までビルがずっと連立をしているわけでございまして、このビルの屋上に単に木を植えるということではなしに、パーゴラをつくりまして、そのパーゴラにブドウ棚を、ブドウをつくると。要するに、御堂筋の屋上全部ブドウ棚になる。このブドウを栽培をして、夏場に茂った葉によってヒートアイランドーブドウというのは、夏場葉がいっぱい茂ります。そして、日差しの弱い冬には葉っぱが全部枯れてしましまして、日差しが直接ビルにかかるという非常に便利な植物でございまして、あわせてそのブドウで御堂筋ワインをつくってはどうかという、こういうふうなことをぜひともアイデアとして提案をした

いということでございます。

つまり、こういった屋上緑化と申しますのは、いろんな対策、方法を行政としても提案することも必要でございますけれども、どんどんと民間の知恵あるいは民間の事業者を巻き込むという、こういったことも必要ではないかというふうに思うわけでございます。

そういった観点から、この屋上緑化の多面的な可能性に着目して、今後はヒートアイランド対策として屋上緑化施策をもっと明確に打ち出すべきではないかというふうに思うわけでございますが、この点についていかがでしょうか。

◎緑整備室緑推進課長（河野陽一君） お示しのように、屋上緑化の促進を図る上で、ヒートアイランド対策としての面からもその普及方策を考えていく、いろいろと工夫をしていく必要があると考えております。

昨年の九月に、屋上緑化に関するビル所有者の意向あるいは考え方を把握するためのアンケートを実施いたしました。その中で、屋上緑化を実施することによりましてヒートアイランド対策に効果が期待できるという回答をいただいたのは、これが全体の半数ございました。しかしながら、一方では、土の重さとか、あるいは排水の問題とか、建物への影響というような技術的な課題にまだまだ懸念も根強く、回答をいただいたビル所有者の七割強が、屋上緑化に対する情報がまだまだ不足しておるといようなアンケート結果でございました。

一方で、日々進歩いたします屋上緑化の技術、そういう面からは、そういう懸念、課題に対しまして、解決する方法や事例等も多く出てまいっておるとい状況でございます。

そこで、先ほど先生お示しの、いろんな屋上の利用のされ方、活用のされ方、そういうことを念頭に、本年度末に作成予定をいたしております屋上緑化の推奨モデルのパンフレットを作成することを予定いたしておりますけれども、その中で軽量土壌など屋上緑化の最新の施工技術を紹介するといったようなことや、ヒートアイランド対策としてどのような効果があるのかというようなことを訴えていくと、そういう記述や解説を盛り込んだものにしていきたいと考えております。

今後の都市緑化の推進におきましては、屋上緑化も含めまして、壁面緑化や垂直緑化等々多様な緑化手法の普及につきまして、ヒートアイランド対策推進計画に反映いたしまして、対策に結びつけてまいりたいと考えております。

◆（西村晴天君） 最後、要望ということになってしまうわけでございますが、屋上緑化を初めとしましたヒートアイランド対策を確実に講じていく、そのためには府有施設や府が管理する道路などに対しまして計画的に対策を講じていくと、これはもちろんのことでございます。府域の大半は府の土地ではなしに民有地でございますから、民間の事業者などに対して実効のある対策の実施を求めていかなければ意味がないわけでございます。強制とまではいきませんが、単なるモデル提示や啓発だけでは、とても民間事業者などの積極的な協力は得られないのではないかと、もう少し強めのそういう進め方が必要ではないかというふうに思うわけでございます。

また、府みずからも積極的にさまざまなでき得ることを進めていくということも大事でございます。例えば、緑をふやす施策として、大阪府も、公共施設あるいは民間施設で住民が共同して緑化を行う場合に、緑化樹を配付する緑化樹配付事業というのを実施しています。これは、実は昭和四十八年度から平成十三年度までで約六百二十二万本の緑化樹を配付をしているわけでございます。このことによって大きく都市緑化の効果が上がっているということ、ちょっと数字的にその効果を検証する時間がなかったわけでございますが、府としてもやはりこういった思い切った施策の実施をお願いをしたいというふうに思うわけでございます。

実効ある制度の具体化について策定を進められているこのヒートアイランド対策推進計画の中で、ぜひ単なるモデル提示あるいは啓発というふうなそういうことではなしに、もう少し強くこの都市緑化あるいは屋上緑化等が進むように、この点について要望しておきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、**雨水の再利用**ということでございます。

大阪は、かつて水の都と呼ばれまして、多くの河川や堀、ため池など、大変恵まれた潤い豊かなまちでございました。大阪府民は、この恩恵を受けまして、快適な生活、健全な生産活動を行ってきたわけでございます。

しかしながら、都市への人口集中に伴う急激な都市域の拡大、あるいは森林、水田の荒廃、減少、さらに地面の舗装、アスファルト化による雨水の地下浸透の減少などが進みまして、水を保水する能力が著しく低下をしたわけでございます。加えて、下水道の普及を初めとする生活様式の変化、水需要の増大によりまして、河川の流量が大きく減少して、水循環系に大きな変化がもたらされております。

ちょうど先日開催されました御堂筋パレードでは、「つくろう 水の都伝説 歌え・踊れ・はじけよ水」というのがテーマでございました。ことし三月、大阪で開かれました第三回の世界水フォーラムにも、世界じゅうの人々が集い、水や水循環の大切さについて訴えられたわけでございます。

その中で、雨水の利用についても活発な議論が交わされたと聞いております。私は、大切な資源であるこの雨水をもっともっと有効利用すべきだというふうに思っております。雨水を貯留することによりまして、散水に使えます。一時に川へ流れることもございません。

そこで、まず府におきます雨水利用の推進に向けどのような取り組みをされているのか、お伺いしたいと思います。

◎循環型社会推進室環境管理課長（内藤昇君） まず、雨水を含めた水循環の取り組みでございますが、大阪 21 世紀の環境総合計画では、大阪の水循環を再生するため、三つの取り組みを掲げております。

一点目が、水を上手に使うことでございます。家庭や事業場での節水に努めるとともに、雨水、中水などの効率的利活用を推進すること。利用した水は、適切に処理して自然の水

循環に戻すというものでございます。二点目は、水を蓄えること。これは、森林、農地、ため池、緑地が持っている水源涵養機能の保全、回復、増進を図ること。都市域におきましては、雨水貯留施設の設置や透水性舗装などを推進するというものでございます。三點目は、水を大切に使い、守り育てる文化を育成するというものでございます。これらの取り組みについて、すべての主体がおおのの役割を果たし、社会全体で取り組んでいくこととしております。

その中で、雨水の利用につきましては、府民や事業者に対しまして雨水の積極的利用を求め、公共施設におきましては、大規模建築物を中心に雨水の貯留、浸透や利用を推進することとしております。

府は、府有建築物の整備に際しまして、平成二年九月から大阪府公共建築整備指針に基づきまして環境に優しい設計に努めており、この取り組みの中で、雨水の利用につきましては、門真スポーツセンターー通称なみはやドームや、大阪国際会議場ー通称グランキューブ大阪に雨水利用施設を導入し、トイレ洗浄水等に使用しているところでございます。また、府警察本部棟には植栽の散水用に雨水利用施設が導入されております。

また、先ほどから名前が出ておりますなんばパークスにも、地下に貯水槽を設け、散水やせせらぎ水路の水に利用されていると聞いております。その他、正確な数は把握できておりませんが、学校や公園、一般家庭でも、雨水利用の取り組みが行われているところでございます。

◆（西村晴天君） 今の御説明によりますと、大規模な施設につきましては、一定制度もあって雨水利用がされているようでございますけれども、その他についてはまだまだ雨水利用がなされていない現状にあるのではないかと思います。

そこで、雨水利用を普及促進するために、公の施設でございます学校や公園に率先して導入してはどうかというふうに思うわけでございます。学校とか公園と申しますのは、敷地が広いことから十分な雨水の捕集面積がありますし、それから貯水槽を設置できる場所も確保しやすいと思います。実際、府立八尾高校では、雨水を貯留をいたしまして校内の樹木の散水に活用していると。学校や公園は、地震などの災害時には避難場所ともなりますので、その際には生活用水として使えるわけでございます。

私ども記憶にもございますが、阪神大震災の折も、飲料水については一定タンク車等で対応されたわけでございますが、テレビの報道等を私どもが見ておりますと、避難されている方々がトイレの水に困っておられるというのが強く印象に残っているわけでございます。そういう意味では、こういった学校、公園、避難場所になるようなところについては、雨水を貯留するというふうなことでその雨水を再利用するということも考えていってはどうか。

そこで、学校や公園における雨水利用の促進についてどのように取り組んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

◎循環型社会推進室環境管理課長（内藤昇君） 学校や公園における雨水利用についてで

ございます。

お示しの府立八尾高校の事例は、校内に降った雨を雨水管で集水し下水へ放流していましたが、採集雨水升を改造することにより雨水貯留槽として利用しているものでございます。また、公園では、府営服部緑地におきまして、プールを新設する際に既設のプールを壊さずに残し、芝生広場の散水用の貯留施設として利用しているというものでございます。これらは、比較的簡易な改造により既存の施設を利用したり、使わなくなった施設をうまく活用している事例であると考えております。

しかしながら、貯留水をくみ上げるポンプに土砂が詰まるなど、維持管理上の課題もあると聞いております。新たに貯留施設を設置するに当たりましては、最適な集水方法や維持管理上の問題点、施設整備費の確保など検討すべき課題があると考えております。

雨水利用に関する技術はいろいろと開発されていますことから、これら技術の動向や他府県での事例を広く収集し、普及促進方策について調査を行ってまいりたいと存じます。

◆（西村晴天君） 天の恵みでございます雨水を大切に使う心を養おうというのは大変重要でございますが、井戸水を使っていた時代には、親から子へと、日々の生活を通して水を大切にする心が伝えられてまいりました。

ところが、大阪では、水源確保のためにいち早く琵琶湖総合開発に取り組んできましたおかげで、現在では全くと言ってよいほど渇水の心配がなくなりました。水が限られた資源という意識が若干希薄になっているのではないかというふうに心配をいたしております。

この雨水を打ち水あるいは植栽への散水に使いましたら、当然のことながら水道の使用量が軽減できるわけですし、水資源の節約にもなります。ヒートアイランド対策にもなると思います。雨水を一時貯留すれば、河川や下水道などへの流入も軽減できまして、浸水の防止にもなります。子どもに水の大切さを感じさせることもできます。いろんな効果が期待できるのであります。

また、実は我が党も、大阪府水道部の浄水処理において高度処理水と、こういったことの推進をしてきた立場でございますけれども、しかし一方で、先ほどのことに関連して考えますれば、車を洗う水、トイレの洗浄水、これにわざわざ高度処理水をいつまでも使っていてよいのかというふうなことも、ふと疑問に感じるわけでございます。

私どもの家庭には上水道しかないわけですから、現実にはこの高度処理水というものを結果的に使う形になるわけでございますが、しかしでき得るならば少しでもこの雨水を活用して、有効な活用を考えていかなければならないのではないかというふうに思うわけでございます。

これ試算をしていただきました。大阪府の全家庭にドラム缶一個ずつの貯留槽を置いたといたしますと、どれだけの水がたまることになるのか。府域の世帯数が約三百六十一万世帯でございますから、ドラム缶の容量が二百リットル、これを掛け合わせますと七十二万立方メートルということになります。これは、学校のプールの大体千八百カ所分に相当します。小さなことでも、集まれば大きなものになるということでございます。

したがって、この普及促進のために、例えば貯留タンクの形に工夫を加えて、ある家庭では動物の形をした貯留槽を置くと、ある家庭では背の高いトーテムポールのようなものを考えていく、そういうモニュメントのような形のそういう貯留槽をつくれば、子どもにも愛着を持って使っていただけるのではないかと。まさしく先ほど屋上緑化でも申し上げましたが、こういったものをどんどんと大阪府が提案をしていけば、今民間の事業者の人はどんどんとすばらしいアイデアをまた出していただけるのではないかとというふうに思うわけでございます。

そこで、府民が雨水を利用しようと思えるようにいろいろ知恵を出してもらいたいというふうに思うわけでございますが、この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

◎循環型社会推進室環境管理課長（内藤昇君） 各家庭で雨水を貯留し、散水などに活用していただければ、節水意識の向上につながります。また、水を大切に使い、守り育てる心をはぐくむことが期待できます。府といたしましては、製品開発者と情報交換するなど各種情報の収集に努め、家庭において雨水利用が促進されるよう啓発してまいりたいと存じます。

◆（西村晴天君） 雨水利用につきましてさまざまの府の施設の導入状況などもお聞きをして、広く取り組まれているとはちょっと言いがたいというふうに思うわけでございますが、府民の関心が水フォーラム等非常に水に向いている今、学校や公園を初めとする府民の身近な施設あるいは家庭で取り組んでいただくという絶好の機会ではないかというふうに思うわけでございます。

これをきっかけにいろいろな取り組みが府民の皆さんに広まっていけば、水の都大阪の再生にもつながりますし、潤いや安らぎを感じることでできる魅力あるまちづくりができるのではないかとこのように思います。これも、提案させていただいたことも含め、できるところから着実に取り組んでいただきたいというふうに要望をいたしておきます。

最後の質問でございますが、家電リサイクル法の大阪方式についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

この問題につきましては、今議会本会議におきましても、この方式を進める必要があるというふうな立場から、他の会派の方々も取り上げて質問をされておられました。ところが、その質問の中で、特にこの大阪方式について国が待ったをかけていると、ちょっと家電リサイクル法に抵触するのではないかとこのように国が待ったをかけていることに対する大阪府の考え方等については、議論がなされていなかったのではなかろうかというふうに私は感じております。さらに、家電小売店等への働きかけなどにつきましても、府としての姿勢を確認をするという立場から、あえてお聞きをさせていただきたいと思っております。

家電リサイクル法につきましては、家電品を廃棄するときにリサイクル料金を支払うという、そういう制度でございますから、施行前から、先ほど大島副委員長の御質問にもございました不法投棄が懸念されるなど、問題点が指摘をされております。

こういった状況の中で、平成十三年四月から家電リサイクル法が施行されましたけれども、府域においては不法投棄台数が年間約二万台と全国の約一五%を占めている、あるいは消費者や小売店の負担等が非常に問題となっているというふうに聞いております。

こうした府域における家電リサイクルにかかわる諸問題を解消するというところで、府は家電リサイクルシステム検討会の提言を受けまして、新たな家電リサイクルシステムでございます家電リサイクル大阪方式を進めるということとしております。

そこで、まずこの大阪方式の導入に至りました経緯につきましてお伺いをしたいと思います。

◎循環型社会推進室資源循環課長（久下憲一君） お答えいたします。

家電リサイクル法が施行されて二年半が経過いたしますが、先生お示しのとおり、平成十四年度の府域の不法投棄台数は二万台と、前年度に比べまして五%ほど増加している状況でございます。また、消費者からは、家電メーカーのリサイクル料金が低い、家電小売店からは、引き取った廃家電品を二つのグループに分けて搬送しなければならないことなど負担がふえていると、事務量がふえているという声が出るほか、府内におきましては、法施行以前に家電メーカーに匹敵いたします技術でリサイクルを実施しておりました既存の再生資源業者が、家電リサイクルシステム一国の方式でございますけれども、これに参画できない状況にもあるというような状況でございましたことから、大阪府におきましては、府、市町村、学識経験者、消費者団体で構成する家電リサイクルシステム検討会を設置いたしまして、こうした諸課題に対応するためのシステムの検討をいただきまして、本年五月に家電リサイクル大阪方式を御提言いただいたところでございます。

◆（西村晴天君） もう少しちょっと具体的にお伺いしたいと思うんですが、要するにこの検討会から提言を受けた家電リサイクル大阪方式は、先ほどの御説明によりますと、既存の再生資源業者を活用すると、それから消費者の負担の軽減を図るという、そういう新しい家電リサイクルシステムであるということでございますけれども、そこでその検討会におきましてどういう議論があったのか、あるいはどういう仕組みでリサイクルされることになるのか、消費者等関係者の方々に十分理解をしていただくことも大変重要であると思います。

そこで、検討に当たっての視点あるいは大阪方式の仕組みについて、もう少し具体の説明をお願いしたいと思います。

◎循環型社会推進室資源循環課長（久下憲一君） お答えいたします。

まず、検討に当たりましては、一つは消費者の負担軽減につながる方法であること、廃棄物処理法に基づく方法であること、市町村の負担の少ない方法であること、廃家電品のリサイクルを確認できる方法であること、この四つの視点を中心に議論をいただきまして、その結果、消費者から出される廃家電四品目を、一般法である廃棄物処理法の諸規定に基づきリサイクルするということを基本とするシステムを御提案いただいたところでございます。

具体的に申しますと、大阪方式は、消費者が廃家電四品目を、自分でもしくは収集運搬業者や家電小売店を通じまして既存の再生資源業者に搬送いたしましてリサイクルを委託する、そういうことを骨格とするものでございます。また、このシステムにおきましても、適正にリサイクルされていることの確認をすることが重要でございますので、この方式におきましては、産業廃棄物の適正処理の確認に使用されております産業廃棄物管理票に準じた伝票を活用することといたしております。

◆（西村晴天君） この大阪府家電リサイクルシステム検討会から、五月の九日ですか、最終報告書がまとめられて提案をされたところでございます。しかし、この検討会が提言した家電大阪方式につきましては、読売新聞によりますと、大阪府割安案に国待ったと、また小売店に渡った廃家電は、メーカーへ渡さなければ違法との見解を示してきたわけでございます。

つまり、国が待ったをかけた状況ということでございますが、国が待ったをかけているというこの状況の中で、大阪府方式に対する府の見解あるいはこの姿勢についての考えをお伺いしたいと思います。

◎循環型社会推進室資源循環課長（久下憲一君） 大阪方式におきます家電小売店の関与につきましては、家電リサイクル法の解釈上、国と一部見解の相違はございますが、大阪府といたしましては、消費者が、家電メーカーの公表しているリサイクル料金が高等などの理由で、家電小売店に家電リサイクル法に基づく廃家電品の引き取りを求めない場合は、一般法でありますところの廃棄物処理法に基づき廃家電品をリサイクルすることは、適法であると考えているところでございまして、今後とも関係機関等との調整を重ねながら、大阪方式の一層の定着に向けた取り組みを進めてまいりたいと存じます。

◆（西村晴天君） 今の御説明によりますと、一般法である廃棄物処理法に基づいて廃家電品をリサイクルすることは適法であると、この考え方に基いて国は待ったをかけているけども、国の説得も含めてこの大阪方式について関係機関と調整をして進めていくと、こういう解釈でいいんですね。

そこで、この家電品をよく考えてみますと、買いかえによって廃棄されるケースが大部分でございまして、どの家庭から家電品が廃棄されるかという、こういう情報をつかんでいるのは小売店が情報をつかんでいるわけでございますが、この小売店の協力というのが重要であると思います。また、小売店は、消費者とそれからリサイクルプラントを結ぶ収集運搬の役割も担っているわけでございますが、特に大阪府域では、大阪府知事の認可を受けました大阪府電機商業組合が、地域ごとの支部を通じて一約二千店と聞いておりますが、この家電小売店を組織をいたしております。したがって、先ほど申し上げましたように、この小売店の協力が不可欠でございまして、そのためにまずこの組合の理解と協力が不可欠でございますが、先ほど申し上げましたように、それぞれの支部があつて大阪府域で二千店もの小売店があるわけでございますから、支部の考え方にも温度差があるようです。

したがって、地域の実情を踏まえて、小売店に対する十分な周知徹底が必要であると考えますが、現時点でのこの辺の状況をお聞かせ願いたいと思います。

◎循環型社会推進室資源循環課長（久下憲一君） 大阪方式につきましては、先ほど述べました検討会におきまして、小売店の業界団体でございます大阪府電機商業組合から、消費者が負担するリサイクルの料金が安くなるのであれば積極的に協力するなどの御意見をいただいたところでございます。

また、こうした意見を踏まえまして、検討会の終了後、要するに五月九日以降でございますけれども、電機商業組合の主催で開催されました今後の大阪方式の取り組みに関する説明会におきまして、本府からも本方式の具体的な説明を行いまして、その参画を求めたところでございます。現在、電機商業組合からは、本方式への参画に対して積極的なお考えを示していただいているところでございます。

現在、堺市におきましては、既存の再生資源業者のリサイクルプラントが廃棄物処理法に基づく指定を受けており、大阪方式が一部ではありますがスタートしている状況でもございます。そういう状況でございますので、府といたしましても、地域の実情や御指摘の点も踏まえまして、今後とも家電小売店の理解と協力が得られるように協議を進めてまいりたいと考えております。

◆（西村晴天君） 今、家電小売店に対する府の対応についてお聞きをしたわけでございますが、地域の実情等を踏まえて、理解と協力が得られるよう協議を進めていくと、こういうことではございました。今後、家電小売店のほか、消費者、それから市町村などの関係者にも働きかけることによりまして、大阪方式が本格的にスタートすることになるというふうに思うわけでございます。

最後に、この大阪方式についての今後の進め方につきまして、環境農林水産部長から所信をお伺いしたいと思います。

◎環境農林水産部長（草川大造君） 家電リサイクル大阪方式の今後の進め方についてお答え申し上げます。

家電リサイクル法が施行されまして二年半が経過した現時点におきましても、リサイクル料金に関する消費者の負担感が大きく、また不法投棄の増加ですとか、あるいは国会の附帯決議でございます既存の再生資源業者の活用が図られていない、こういった諸課題が残されております。大阪府では、かねてからこれらの課題に対応いたしますため、家電リサイクルシステム検討会を設置をいたしまして検討を重ねていただき、大阪方式の家電リサイクルシステムを御提言いただいたところでございます。

この方式につきましては、法解釈について国と一部見解の相違はございますものの、本府といたしましては、検討会報告の理念でございます消費者の負担軽減、不法投棄への対応、既存の再生資源業者の活用等の課題解決に向け、この方式を推進することとしたものでございます。

この方式の定着を図りますため、今後とも家電小売店や廃棄物処理法上の諸手続を所管

いたします市町村との協議をきめ細かく進めますほか、府民に対しまして、府の広報媒体や住民団体の協力のもとに、その機関紙等を活用いたしましてPRに努めますなど、大阪方式の定着に向けまして不断の努力を重ねてまいりたいと存じます。

◆（西村晴天君） 最後、要望でございますけれども、この大阪方式につきましては、法解釈について国と一部見解の相違があるという状況の中での実施というふうに今御答弁いただいたわけでございます。

しかしながら、この大阪方式につきましては、消費者の負担軽減あるいは不法投棄への対応、それからこのリサイクル法が制定されたときの附帯決議にもあったというふうに思いますが、既存の再生資源業者の活用、こういったことの課題を解決できるという部分では評価できる方式でございます。

しかし一方で、既に家電リサイクル法で運用されているというこの仕組みの中で今回のこの大阪方式が実施をされますと、例えば家電の小売店の立場から申し上げますと、その家電メーカーのルートを選択すれば問題ないわけですが、この大阪方式のメーカー系以外の業者を消費者が選択をした場合は、小売店が廃家電品を預かりの形にして業者に渡すと、こういう仕組みになるわけです。

そうすると、既に小売店あるいはこの組合の方で、メーカー系のルートでの取り組みをしておる方々が――消費者がどちらか選択するわけです。そうすると、考えられるのは当然、今のメーカー系のそういうルートよりもむしろそれ以外の業者、この大阪方式での業者の方が安くなりますから、そちらを選択するということになります。そうすると、今家電の小売店あるいは組合がこのリサイクル系でいろいろ仕組みをつくって、もう既にできているわけですが、それを運用しているその仕組みから、一定ある時期には切りかえをしなければならないと、こういうふうな問題も現実的には生じます。

したがって、完全実施といいますか普及に向けて今さまざま取り組みをしていただいていると思いますが、その辺重々、特にこの家電の組合への説明、理解を十分していただくようにくれぐれもお願いを申し上げまして、混乱の生じないようにお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。